

さいこうさい

国鉄の在外事務所は、第2次大戦前はアメリカ(ニューヨーク、ロサンゼルス)、ヨーロッパ(パリ、ロンドン)、アジア(奉天、北京、上海、南京、サイゴン)、南米(ブエノスアイレス)に置かれ、業務上、技術上の資料および情報の収集および交換、欧亜鉄道連絡、鉄道機器の買付け、観光客の誘致等の面において、それぞれ大きな成果をあげてきたが、大戦のためやむをえず閉鎖した。

しかし、戦後17年余を経過し、外交面のみならず、あらゆる分野における国際交流が活発化しつつあるから、鉄道においても、各国との連絡交流により、海外の新知識、新技術を導入し、将来の発展に資することが強く要請されるに至った。特に1955年ころから各国とも、一時斜陽化した鉄道の意義が再認識され、世界的に鉄道の経営および技術の近代化時代を迎えており、各国鉄道間の緊密な連携は、その相互発展を期するうえにおいて、国際的要請でもあった。

一方、東海道新幹線の開業、オリンピックの開催を控え、国鉄としても海外における積極的な広報活動および各種の営業活動を展開し、これを機に海外への技術進出あるいは外人観光客の誘致をはかることも必要であった。

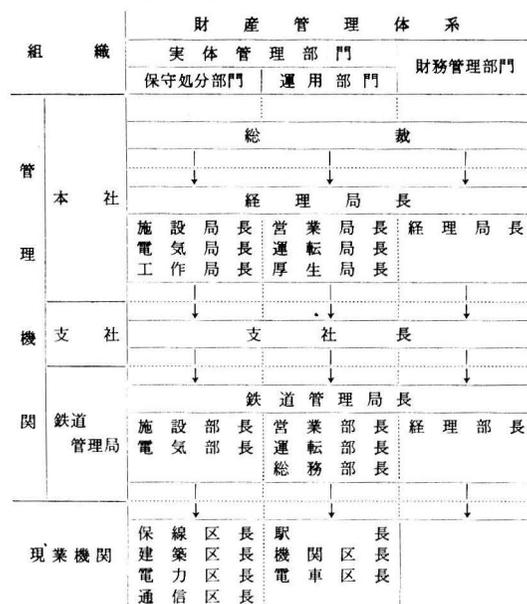
これらに必要に因ずるため、アメリカ、ヨーロッパ、東南アジア等の適当な都市に在外事務所を設置することを決め、昭和39・1・20 ニューヨークに、翌40・6・21 パリに開設し、順次設置することにしている。(宮坂正直)

さいこうさいていガバナ 最高最低ガバナ DMH 17 H
 機関用燃料噴射ポンプに用いられている調速機であり、空回転(アイドリング)付近と最高回転数付近において作動し、その中間は燃料レバーの回転(燃料制御装置のノッチ操作)によって、自由に出力と回転数を制御する。構造は低速用ばねと、あらかじめ圧縮して取り付けられた高速用ばねがあり、空回転時は、噴射ポンプカム軸より運動回転するフライウエイトの遠心力は、低速用ばねの作用により燃料加減ラックを増減し、空回転に相当する回転数で安定回転される。燃料レバーを回転すると、エキセントリックシャフトにより、強制的に燃料加減ラックが燃料増の方向に引かれ、燃料噴射量は増大し機関回転数は上昇する。したがって、フライウエイトの遠心力は増大し外方に引き、高速用ばねの力と一致した位置で調速機は全然動かない状態となる。燃料制御装置は、この範囲を各ノッチに分け、燃料レバーの位置を任意に変え、機関の出力と回転数を自由に増減させる。機関回転数が増大し、ある限度をこえるとフライウエイトの遠心力は高速ばねに打ち勝って、燃料加減ラックを燃料減の方向に引き、機関の最高許し回転数を制限する。(井上市二)

ざいさんかんり 財産管理 財産管理とは、企業内における固定財産の取得から維持保存、運用、処分までを実体的および財務的に管理することである。固定財産は、長期間事業の用に供されるものであるから、これらの管理いかんは、その企業経営を著しく左右するものである。鉄道事業においては、固定財産の総資産に占める割合がはなはだ大きく、したがって、減価償却費・修繕費などの固定資産関係経費に及ぼす影響が大であるので、これの管理は一般企業にもまして重要である。

財産管理のうち、実体管理とは、固定財産の数量・形状等を常に、はあくするとともに最も効率よく運用し、その機能の維持をはかることであり、財務管理とは、設備投資の計画・取得価額・減価償却費・修繕費および増減異動に伴う会計処理ならびに財務諸表の適正表示をはかることである。国鉄における実体管理については、施設・電気・工作等の部門が保守処分面を、営業・運転等の部門が運用面を担当し、財務管理および全体の

総括については経理部門が担当している。これら国鉄における管理体系を例示すれば次のとおりである。



(庄野広之)

さいしゅうじゅしょうめいしょ 再收受証明書 旅客が乗車券類を紛失した場合は、他人が拾得して使用し、または運賃・料金の払いもどしを請求する等のおそれがあるので、鉄道においては、さらにその乗車船区間に対する運賃・料金を收受(係員が紛失の事実を認定することができないときは、既に乗車船した区間に対する増運賃・増料金とも)し、後日、紛失した乗車券類を発見したときは、再收受した運賃・料金等の払いもどしを行なうこととしているが、乗車券類の紛失により運賃・料金等を再收受する際に、再收受の証明として旅客からの請求により交付するのが再收受証明書であって、紛失した乗車券類を発見したときは、この証明書を添えて運賃・料金等の払いもどしを請求しなければならないこととしている。

再收受証明書の発行方ならびに運賃・料金等の払いもどしの請求方は、次によっている。

(1) 再收受証明書は、旅客からの請求により、次の駅において、改札補充券を使用し、紛失した乗車券類の券片ごとに別葉で発行する。

ア 駅において運賃・料金等を再收受した場合は、当該駅
 イ 車船内において運賃・料金等を再收受した場合は (ア) 車内補充券で概算額を收受したときは、これを精算する駅 (イ) 車内補充券で精算額を收受したときは、旅行を終了する駅 (ウ) 自動車内において車内補充券で收受したときは、前途の便宜の駅

(2) 後日、紛失した乗車券類を発見した場合は、再收受証明書の発行日の翌日から起算して1箇年以内のときに限り、当該乗車券類と再收受証明書とをもよりの駅に差し出して、再收受証明書1枚について手数料10円を支払い、その運賃・料金等の払いもどしを請求することができる。

なお、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合は、係員が紛失の事実を認定することができる限り、別に運賃・料金を收受しないで乗車券の再交付の取扱いをし、また、定期乗車券または回数乗車券を紛失した場合は、再收受した運賃・料金等